

# 下小岩小学校 PTA 会則

## 第 1 章 名称

第 1 条 本会は、「下小岩小学校 PTA(保護者と教職員の会)」といい、事務所を下小岩小学校内におく。

## 第 2 章 ミッションとビジョン

### ■ミッション（目的）

第 2 条 本会は、「大人たちを笑顔に！子供たちも笑顔に！」をミッションとする。

### ■ビジョン（主旨）

第 3 条 PTA をハブ（架け橋）として、保護者・教職員・地域の関係を深め、関わる大人たち全員で子供たちを支える環境を構築する。

#### （1）保護者と教職員とをつなぐハブ

PTA を通じて保護者個人、教職員個人の意見をお互いに交換し合うことで、子供たちのためのより良い学校運営につなげる。

#### （2）保護者同士をつなぐハブ

PTA 活動を通じて知り合いの輪を広げていくことで、保護者にとって小学校を身近な存在にする。

#### （3）保護者と地域をつなぐハブ

PTA 活動を通じて保護者と地域とのつながりを強化し、子供たちの活動の幅を広げる。

## 第 3 章 方針

第 4 条 本会は、次の方針に従って活動する。

- （1）児童教育及びその福祉のために尽力する他の団体及び機関と協力する。
- （2）自主独立のものであって、他のいかなる団体の支配、干渉、統制も受けない。
- （3）政治的、宗教的、個人の営利目的となる活動は行わない。健全なる活動内で利益が生じた場合は子供たちに寄与する活動に充てる。

## 第 4 章 会員

第 5 条 本会の会員は、下小岩小学校に在籍する児童の保護者、及び教職員で構成する。

入退会については原則年 1 回、自由意志で入退会できる。詳細は細則 入会規定に定める。

## 第5章 経理

第6条 本会の活動に要する経費は、会費、寄付金及びその他収入によってこれをまかなう。

第7条 本会の会費は世帯単位とし、年額2100円とする。

第8条 本会の経理は、全て総会で認められた予算に基づいて行われる。

第9条 本会の決算は、会計監査を経て総会に報告されその承認を得なければならない。

第10条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日とする。

## 第6章 役員

<本部役員・イベントリーダー>

第11条 本会の本部役員は次の通りとする。

- (1) 会長 1名
- (2) 会長補佐 1名
- (3) 会計 1名以上
- (4) アプリ管理 1名以上
- (5) イベント統括 1名

本会のイベントリーダーは次の通りとする。(本部役員には含まない)

- (1) しもこいわフェスリーダー 1名以上
- (2) 旗振りリーダー 1名以上
- (3) 記念品リーダー 1名以上
- (4) 学校行事リーダー 1名以上

<本部役員・イベントリーダーの任務>

第12条 本部役員の任務は次の通りとする。

- (1) 会長 本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 会長補佐 会長の補佐を司る
- (3) 会計 本会の会計事務を司る。
- (4) アプリ管理 本会の連絡ツールを管理する。
- (5) イベント統括 各行事の進捗管理と本部との架け橋

イベントリーダーの任務は次の通りとする。

- (1) しもこいわフェスリーダー しもこいわフェスの企画から開催。
- (2) 旗振りリーダー 旗振りアンケート作成及び予定表作成から実施まで。びよびよステッカー継続意思確認
- (3) 記念品リーダー 入学・卒業記念品の選定から贈呈。
- (4) 学校行事リーダー 入学式・運動会・かがやきフェス・卒業式において学校との調整。

<本部役員・イベントリーダーの就任>

第13条 本部役員・イベントリーダーは全会員より希望者を募り、総会の承認を得、就任する。

<本部役員の任期>

第14条 任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、事情がある場合には弾力的に対応する。

※各イベント共に担当者が不在の場合は各イベントの縮小、廃止を検討する。

## 第7章 集会

第15条 本会の集会は、次のとおりとする。

- (1) 総会（臨時総会）
- (2) 本部役員会
- (3) 各イベント会（交通安全対策、こども安全見回り、学校イベント撮影等）
- (4) 研修、教養などのための集会

<総会>

第16条 総会は本会の最高議決機関で、全会員をもって構成する。

- (1) 総会は会長が招集し開催する。また、会員の3分の1以上の要請があったとき、臨時総会を開催することができる。
- (2) 総会は書面決議（電子データ決議等を含む）とする。
- (3) 総会は承諾書兼書面決議書の過半数をもって成立する。
- (4) 総会は次の事項を審議・決定する。
  - ①会則の改正に関すること。
  - ②活動及び予算、決算に関すること。
  - ③本部役員承認および解任。
  - ④その他、必要な事項。
- (5) 議決は全ての議案ごとに過半数をもって決定する。尚、賛否同数の場合は役員が審議しこれを決定する。

<本部役員会>

第17条 本部役員会は、本部役員をもって構成する。

- (1) 本部役員会は会長が必要と認めるとき招集し、開催する。
- (2) 本部役員会は次の事項を審議・決定する。
  - ①本会運営に必要な事項に関すること。
  - ②総会に提出する議案に関すること。
  - ③その他、必要な事項。

<各イベント会>

第18条 各イベント（活動）をする上で必要に応じてこれを開催する。

<各研修、教養などのための集会>

第19条 研修、教養などのための集会は、必要に応じてこれを開催する。

## 第8章 PTA サークル

第20条 PTA サークルの設置及び廃止については本部役員で承認の上、総会で報告する。

## 第9章 付則及び細則

<会則以外の規程に関する事項>

第21条 会則の施行にあたり、会則に定めのない事項、及び会則の実施に必要な細則は、本部役員会の承認を得て適時決定できるものとする。

## 第10章 改正

<会則改正>

第22条 会則の改正は総会において会員の過半数の賛成をもって決定する。

<付 則>

本会則は2023年5月11日から施行する。

この改正は2024年5月14日からこれを施行する。